

○羽咋市災害時活用井戸整備費補助金交付要綱

令和 7 年 10 月 1 日告示第 78 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、羽咋市災害時協力井戸登録事業実施要綱（令和 7 年羽咋市告示第 75 号）に規定する災害時協力井戸として登録を予定している井戸及び湧水（以下「災害時活用井戸」という。）を新たに整備、修繕又は改修する町会等に対し、羽咋市災害時活用井戸整備費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、市民の災害時の生活用水を確保することを目的とし、羽咋市補助金交付事務取扱規則（昭和 55 年羽咋市規則第 21 号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 井戸ポンプ 水を吸い上げるため井戸に設置する装置をいう。
- (2) 町会等 町会及び羽咋市自主防災組織認定要綱（平成 23 年羽咋市告示第 53 号）第 2 条に規定する自主防災組織結成届を市長に提出した団体をいう。

(補助対象団体)

第 3 条 この補助金の交付の対象となる団体は、災害時活用井戸を新たに整備、修繕又は改修する町会等とする。

(補助対象経費)

第 4 条 補助対象経費は、災害時活用井戸本体及び付帯設備の工事（以下「対象工事」という。）に要する次の各号に掲げる経費とする。ただし、町会等の都合により対象工事を中止又は廃止した場合は、対象とならない。

- (1) 対象工事に必要な事前調査費。
- (2) ボーリング工事費、取水管工事費、井戸ポンプ設置工事費及び安全対策工事費。
- (3) 既設の井戸又は湧水（以下「井戸等」という。）の経年劣化及び事故等に係る修繕費。
- (4) 既設の井戸等の水の汲み上げ性能の向上や水の配給作業を効率化させるための改修費。
- (5) 対象工事を実施する上で必要な工事監理費、資器材費（電動ポンプに使用するための発電機の購入費を含む。）、機材運搬費及び清掃費等。
- (6) その他、災害時活用井戸としての機能を有するために市長が必要と認める経費

(補助金の額)

第 5 条 補助金の交付額は、災害時活用井戸 1 箇所あたり、対象工事に要した経費（消費税及び地方消費税を含む。以下「対象工事費」という。）の 100 分の 95 の額（1,000 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、350 万円を上限とする。

2 補助金の交付額の総額は、予算の定める額を限度とする。

(交付要件)

第6条 補助の対象は、次の各号に掲げる要件を備えている井戸等とする。

- (1) 井戸等の完成後に羽咋市災害時協力井戸登録事業に登録を行う予定としているもの
(既に羽咋市災害時協力井戸登録事業に登録しているものも含む。) であること。
- (2) 関係法令に抵触しないものであること。
- (3) 対象工事費が15万円以上であること。
- (4) 補助金の申請は、各町会単位につき災害時活用井戸2箇所を限度とする。
(対象工事の認定等)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象団体(以下「申請団体」という。)は、当該対象工事に着手する前に、補助金認定申請書(様式第1号)に関係書類を添えて市長に申請し、補助金の交付の対象工事である旨の認定を受けなければならない。

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る対象工事の認定が要綱、予算等で定めるところに違反しないかどうか等を調査し、補助金の交付の対象工事であると認定したときは、補助金認定決定通知書(様式第2号)を申請団体に通知するものとする。

- 2 市長は、審査の結果、認定しないときは、その理由を付して補助金不認定決定通知書(様式第3号)を申請団体に通知するものとする。

(対象工事の内容変更等)

第9条 申請団体は、対象工事の内容を変更し、又は対象工事を中止し、若しくは廃止しようとするときは、補助金変更承認申請書(様式第4号)に必要な書類を添えて市長に提出し、その承認を受けるものとする。

- 2 市長は、前項の規定による承認をしたときは、補助金変更(取消)通知書(様式第5号)を補助対象団体に通知するものとする。

(交付の申請等)

第10条 申請団体は、補助金の交付を受けようとするときは、当該認定に係る対象工事の完了後30日以内又は当該年度の3月末日のいずれか早い日までに、補助金交付申請書(様式第6号)市長に申請しなければならない。ただし、市長は、必要があると認められるときは、この期限を延長することができる。

第11条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに対象工事が設計図書等の内容に適合しているか否かを審査するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による審査の結果、対象工事が設計図書等の内容に適合していると認めるときは、補助金の額を確定し、補助金額確定通知書(様式第7号)を決定者に通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による審査の結果、対象工事が設計図書等の内容に適合していないと認めるときは、申請団体に対し設計図書等の内容に適合するよう変更又は手直しの指示を行うことができる。
- 4 申請団体は、前項の規定による指示があったときは、当該指示に従って変更又は手直し

を行い、市長の再審査を受けなければならない。

5 第2項及び第3項の規定は、前項の再審査について準用する。

(請求及び交付)

第12条 前条第2項の通知を受けた申請団体（以下「補助団体」という。）は、当該通知を受けた日の翌日から起算して30日以内に補助金交付請求書（様式第8号）に関係書類を添えて、市長に提出するものとする。

(代理受領)

第13条 補助団体は、前条の規定による補助金の交付の請求及び当該補助金の受領を、対象工事の施工業者（以下「施工業者」という。）に委任する方法（以下「代理受領」という。）により行うことができる。ただし、補助団体が、補助事業の総事業費のうち自己の負担に係る金額を超える額を、施工業者に対して支払っている場合は、当該補助金について代理受領できないものとする。

2 代理受領により補助金の交付を委任する補助団体は、第11条第2項の規定による補助金額の確定後に、羽咋市災害時活用井戸整備費補助金の受領に関する委任状（様式第9号）により施工業者に補助金の交付の受領を委任するものとする。

3 代理受領により補助金の交付を受けようとする者は、第11条第2項の規定による補助金額の確定後に、羽咋市災害時活用井戸整備費補助金交付請求書（代理受領）（様式第10号）により市長に補助金の交付を請求するものとする。

4 市長は、前項の請求があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは当該請求を行った者に補助金を交付するものとする。

5 前項の規定による交付があった時は、補助団体に対し補助金の交付があったものとみなす。

(交付決定の取消し等)

第14条 市長は、補助団体が、次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取消しすることができる。

(1) 偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を補助事業の目的以外にしようとしたとき。

(3) 補助事業の実施方法が不相当と認められるとき。

(4) 提出した書類に虚偽の記載をしたとき。

(5) 補助団体から事業の取り止めの申出があったとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この告示に基づく命令に違反したとき。

2 市長は、補助金の交付決定を取り消したときは補助金交付決定取消通知書（様式第11号）を補助団体に通知するものとする。

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合は、既に交付し

た補助金の全部又は一部を、期限を定めて返還させることができる。

(報告及び検査)

第 16 条 市長は、補助金の交付の目的を達成するために、必要があると認めるときは、補助団体に対し事業の実施について報告を求め、若しくは必要な指示を行い、又は、補助金の交付後において補助金の運用状況を検査することができる。

(維持管理)

第 17 条 補助団体は、本事業により整備、修繕又は改修した設備若しくは機器を災害発生時に補助金の趣旨に沿って効果的に活用できるよう、維持管理に努めなければならない。

(補則)

第 18 条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行し、令和 6 年 1 月 1 日から適用する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和 10 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。